

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部下水道課 No.005

処 分 名	排水設備等の計画の確認
処 分 の 概 要	排水設備の新設等を行おうとする者は、排水設備等計画確認申請書兼確認通知書を、工事着手日の7日前までに市長に提出し、構造等が法令の規定に適合するものであるか、確認を受けなければならない。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第8条第1項 春日部市下水道条例施行規則第5条第1項～第3項
審 査 基 準	春日部市下水道条例 （排水設備等の計画の確認） 第8条 排水設備又は前条の排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。 春日部市下水道条例施行規則 （排水設備等の計画確認の申請） 第5条 条例第8条の規定による排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備等計画確認申請書兼確認通知書（様式第2号）を、工事着手日の7日前までに市長に提出しなければならない。
標準処理期間	7日（休日は含まない。）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成27年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所2階下水道課
備 考	

■春日部市下水道条例

(排水設備等の計画の確認)

第8条 排水設備又は前条の排水施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

■春日部市下水道条例施行規則

(排水設備等の計画確認の申請)

第5条 条例第8条の規定による排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備等計画確認申請書兼確認通知書(様式第2号)を、工事着手日の7日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、簡単なものは、その一部を省略することができる。

(1) 次に掲げる事項を表示した平面図

ア 排水設備等を設置し、又は改築しようとする土地(以下この項において「申請地」という。)の境界線

イ 申請地付近の道路及び公共下水道の配置

ウ 申請地内にある建築物及び便所、台所、浴場、流し場その他汚水を排除する施設の配置

エ 他人の排水設備等を使用するときは、その排水設備等の配置

オ 排水管の種類、配置、形状及び寸法

カ まず又はマンホールの配置

キ 土砂遮断装置、油脂遮断装置、ポンプ施設等附帯設備の配置

ク その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(2) 申請地の地表、こう配及び排水管のこう配を表した縦断面図

(3) 申請地付近の見取り案内図

(4) ポンプ施設を設けるときは、その形状、寸法及び能力を表示した図面

(5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、関係法令の規定に適合していると認めたときは、排水設備等計画確認申請書兼確認通知書(様式第2号)の所定の欄に確認印(様式第3号)を押印し、申請者に通知する。